

震断・耐震改修設計で国交省
診断・耐震改修設計で国交省

新業務報酬基準を制定

実施調査は検査費に

国土交通省は、耐震診断・耐震改修に関する設計の業務報酬基準として、建築を基本とする現行の業務報酬基準（告示第15号）とは別の新告示「第670号」を制定した。

改正耐震改修促進法に基づく、耐震化への取り組みを看

実に推進するため、耐震分野に特化した業務量（業務報酬）の目安を示した形。25日に公

布・施行した。建築士事務所

に囲っては耐震診断や耐震改

修設計の業務品質を支える設

計報酬の基準ラインとして施

主との交渉材料の1つにな

る。

告示670号は、耐震診断

や耐震改修設計の一般的な業

務量を人・時間で算出して示

す。直接人件費、直接経費、

間接経費、特別経費、技術料

が第三者である専門調査会社

が、耐震診断における標準業

務として、相当する額を個別

に積み上げることができるよ

うにした。

また、こうした各費用項目

の積み上げで算出する実費加

算方法のほかに、より簡易に

算出できる略算方法も設定。

SRC造の建築物」と「戸建

木造住宅」のそれぞれで面積

ごとの業務人・時間数を示し

ている。例えば、RC造延べ

2000平方㍍の耐震診断で

あれば、業務人・時間数は

「510」。この数字に各建

築士事務所ごとの人件費を乗

じた数値が直接人件費にな

る。直接経費と間接経費の合

計額は、直接人件費とほぼイ

コールになっていることか

ら、略算方法では「直接人件

費×2+特別経費+検査費+

技術料等経費+消費税相当

などに委託するのが一般的だ

などに委託のが一般的だ

耐震診断と耐震改修設計

業務報酬基準を公示

国土交通省は25日、耐震診断と耐震改修設計の業務報酬基準（告示第670号）を施行した。建築士事務所が耐震診断・耐震改修設計・工事監理を受託する際の標準業務の報酬額を例示したもので、各経費の相当額を個別に積み上げる実費加算方法や「標準業務内容に

応じた業務人・時間数」に人件費を乗じて直接人件費を算出する略算方法、報酬算定事務を簡素化するため、建築物の床面積の合計と構造に応じて業務人・時間数を示した略算表などがその内容。

略算方法は、耐震診断と耐震改修設計の標準業務をそれぞれ定めた上で、略算表による標準業務内容に応じた業務人・時

間数を建築士事務所ごとに算定し、略算方法で報酬金額を算出する」とがなすため、直接人件費・直接経費・間接経費の算出を「直接人件費×2」に簡素化できる。

略算表で示しているのは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造建築物と戸建木造住宅の耐震診断・耐震改修設計に関する業務

業務報酬基準は、建築士事務所が請求できる業務報酬の基準となるもの。建築設計業務の報酬

基準は「告示第15号」で定められているが、耐震診断・耐震改修設計に関する基準はこれまでなかった。耐震改修を伴わない増築、改築、修繕、模様替えは従来通り「告示第15号」が対象となる。

体的には、▽直接人件費▽直接経費▽間接経費▽特別経費▽検査費▽技術料等経費▽消費税相当額の合算額を業務報酬とする。

方の範囲を8段階に分けてそれぞれ数値を設定した。略算表に示されて

いないものは、標準業務